


## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度 第4回 宍粟市子ども・子育て会議	
開 催 日 時	令和2年2月14日（金）午後2時～	
開 催 場 所	宍粟市役所本庁 502 会議室	
議 長（会 長） 氏 名	新庄 康史	
委 員 氏 名	（出席者）植田朋子、岡田尚樹、赤羽勝己、 秋田順子、鳥居昭子、藤原千尋、立尾優子、 新庄康史、山本千津子、谷林由美、中川まゆ み	（欠席者） 岡崎広信、小林喜美 子、森脇典子、
事 務 局 名	健康福祉部 世良部長、大谷次長、橋本次長兼社会福祉課課長 健康福祉部社会福祉課 西嶋副課長兼係長、松村主査 健康福祉部保健福祉課 平尾課長、島澤副課長兼室長 教育部 中尾次長兼こども未来課課長 教育部こども未来課 福元副課長	
傍 聴 人 数	無し	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び報告事項） ① 開会 ② 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコ メント実施結果について ③ 宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和元年度実績について ④ 幼保一元化推進計画の計画期間の延長について ⑤ 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画＜概要版（案）＞につ いて ⑥ 病児・病後児保育事業の報告について ⑦ 来年度のスケジュールについて ⑧ 閉会	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	資料1 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリック コメント実施結果（別冊） 資料2 宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和元年度実績 資料3 幼保一元化推進計画の計画期間の延長について 資料4 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画＜概要版（案）＞ （別紙） 資料5 病児・病後児保育事業の報告について	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等）  	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	1. 開会  2. あいさつ 《健康福祉部長あいさつ》
事務局	本日は全委員 14 名中 11 名の出席となり、宍粟市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項による定足数を満たしていることを報告する。 なお、傍聴希望者はいない。 本会議の所掌事務は、宍粟市子ども・子育て会議条例第 2 条第 4 項により、市長の諮問に応じて、「子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関し意見を述べること」となっている。具体的には第 1 期計画の取り組み状況や第 2 期計画の策定について議論いただいている。なお、会議の議事録については宍粟市ホームページにて公開、会議の内容及び資料については宍粟市市議会の委員会にて報告することを了承願う。 今回の会議が令和元年度最終の会議の予定である。本日の議題において第 2 期計画を承認いただいた後、福元市長に入室いただき、新庄会長から福元市長に答申を添えて第 2 期計画を提出いただく。 これより新庄会長に進行をお願いする。
議長	《会長あいさつ》 委員の皆様の真摯な議論で、この会の目的が達成できるようにご協力いただきたい。 次第にそって、議事を進行する。
事務局	3. 議題 (1) 第 2 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画 (案) パブリックコメント実施結果について (資料 1) P 2、別冊 【社会福祉課】 市民の意見を広く本計画に反映するために計画 (案) を宍粟市ホームページにて公開し、パブリックコメントを実施した。令和元年 12 月 16 日から令和 2 年 1 月 17 日までの 1 か月余りの期間で行ったが、市民からの意見はなかった。併せて宍粟市議会基本条例第 11 条第 2 項に基づいて宍粟市議会議員の方々にも意見を求めたが、意見はなかった。
事務局	ここで計画 (案) について修正があるので、ご報告する。黄色で色付けして

	<p>いる箇所が修正または追記箇所である。</p> <p>P1：1. 計画策定の背景と趣旨：3行目「2.08程度」は、人口置換水準であり資料によって数値に若干のばらつきがあるので「程度」と修正した。同じく13行目「平成26年度」は、第1期計画が平成27年3月策定であったので「平成26年度」と修正した。</p> <p>P2：(2)「子育て応援プラン」を踏まえた受け皿拡大：4～5行目には、受け皿の整備が令和4年度末までの実施から令和2年度末までの実施に前倒しされたことが追記された。</p> <p>P5～P8にかけて「令和元年」を「平成31年」に修正したのは、平成31年3月末の数値で集計しているためである。</p> <p>P19：⑦地域の子育て支援事業の認知度に「(知っている割合)」を追記したのは、タイトルとグラフの整合性をとり、分かりやすくするためである。P20の⑧地域の子育て支援事業の利用度に「(これまでに利用したことがある割合)」を追記、P21の⑨地域の子育て支援事業の利用意向に「(今後利用したい割合)」を追記したのも、⑦と同様の理由である。</p> <p>P23～P29にかけて、各事業の令和元年度実績値を空白から「-」に修正し、他市町と記載方法を合わせた。</p> <p>P32(2)妊娠・出産期から切れ目のない保育ニーズへの対応における修正箇所は、内容を分かりやすくするための修正であり、内容に変更はない。また、8行目について、当項目が教育ではなく保育に関する項目であるため「子育て教育」から「子育て」に修正した。</p> <p>P44：第5章：1. 量の見込みと確保の内容の基本的な考え方：(3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保において、無償化における給付方法が償還払いと既に決定されたので文言全体を修正した。</p> <p>P49：第6章：2. 情報提供・周知：3行目「平成31年1月」は、子育てアプリが実際に導入された正しい年月に修正した。</p> <p>P55：5. 宍粟市子ども・子育て会議の経過の概要において、表の下3行それぞれに「パブリックコメント」「令和元年4回会議(平成30年度からの通算のため6回で表現)」「市長への答申書提出」の日時を追加した。</p> <p>P56：6. 用語解説：【か行】子育て応援プランの解説に、P2(2)と同様に実施期限が前倒しされたことを追記した。</p> <p>P58【や行】の解説から「幼保連携型認定こども園」の解説を当計画に出てこない用語のため削除した。</p> <p>議長 修正箇所も踏まえて、議題(1)について、質問または異議等ないか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>以上を踏まえて本計画の採決をとらせていただく。第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画について承認いただける場合は挙手をお願いしたい。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>議長 全員挙手いただいたので、第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画は承認</p>
--	---

<p>事務局</p>	<p>となった。委員の皆様には策定にご協力いただきありがとうございました。この後、市長に本計画を提出する。</p> <p>(2) 宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和元年度実績について (資料2) P3</p> <p>【こども未来課】</p> <p>■教育・保育ニーズ</p> <p>1号認定である幼稚園児は利用見込270人、利用定員260人に対して、令和元年12月末時点の利用実績219人であった。内訳は幼稚園177人、公立認定こども園14人、私立認定こども園26人、市外の私立認定こども園2人である。</p> <p>3号認定の0～2歳児と2号認定の3～5歳児を合わせた利用見込は856人、利用定員935人に対して、利用実績910人であった。内訳は公立保育所136人、私立認可保育所553人、公立認定こども園94人、私立認定こども園114人、その他市外の保育所等13人である。宍粟市の待機児童は0人であるが、特定のこども園等を希望されて待機しており、他のこども園等に空きがあるが入園しない児童である潜在待機児童が4人である。内訳は0歳児が2人、2歳児2人である。この4人が令和2年4月1日には希望先へ入園できるように調整している。</p> <p>■地域子ども・子育て支援事業</p> <p>②時間外保育事業（延長保育事業）</p> <p>令和元年度に戸原こども園及び一宮北こども園が開園されたことに伴い、公立の施設で初めて延長保育が実施されることとなった。公立の施設では法律上の標準保育時間は11時間保育と定まっており、宍粟市では午前7時半～午後6時半としている。その後の午後6時半～7時の30分間が延長保育時間であるが、元年度の公立の施設の延長保育の利用実績は0人である。市全体では利用見込100人に対して、利用実績108人、延べ利用日数3,593日である。</p> <p>③放課後児童健全育成事業（学童保育所）</p> <p>利用見込338人に対して、利用実績324人であった。内訳は公立学童保育所279人、私立くりのみ学童クラブ45人である。</p> <p>⑧一時預かり事業（幼稚園在園児対象）</p> <p>幼稚園3園、公立認定こども園2園、私立認定こども園2園で実施されており、利用見込15,893人に対して、利用実績8,158人、実利用人数は83人であった。</p> <p>⑧一時預かり事業（幼稚園在園児以外）</p> <p>私立保育所4所、こども園4園で実施しており、利用見込1,864人に対して、利用実績865人、実利用人数53人であった。</p>
------------	--

## 【保健福祉課】

## ①利用者支援事業

基本型と母子保健型の2類型を開設しており、妊娠期から子育て期までの期間を母子保健事業と連携を取りながら、包括的に切れ目のない支援をしている。基本型は子育て専門員により子育てに関する相談や子育て情報の提供等を、母子保健型は母子保健コーディネーターにより特に支援の必要な母子へ関係機関と連携しながら支援の調整を行っている。利用見込は2か所、提供実績も2か所である。

## ④子育て短期支援事業

養育者の疾病等により一時的に自宅での療養が困難な状況となった際に近隣の児童養護施設等に1週間程度の短期間、宿泊によるサービスを提供する事業である。長期の場合は一時保護となり、こども家庭センター管轄となるので、この事業では短期の方のみが対象であり、実績は0人である。

## ⑤乳幼児家庭全戸訪問事業

3・4か月の乳幼児健診前に全乳児の家庭訪問を実施する事業である。保健師による新生児訪問の事業と兼ねている。里帰り出産の人に対しては里帰り先の市町村の母子保健の担当に連絡し、全国どこでも受けられる事業である。利用見込199人に対して、令和元年12月末時点で利用実績145人である。出生数の減少により、見込みより実績値が減少した。

## ⑥養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭へ保健師やヘルパーによる家事援助や育児等の支援を行う事業である。母子保健事業として必要な家庭には保健師が訪問等を行しながら相談や必要な支援等を実施しているが、養育支援訪問事業として利用実績はない。

## ⑦地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、交流や子育ての不安、悩みを相談できる場所として、市内4か所に子育て支援センターを開設している。出生数の減少やこども園の開設等により在宅乳幼児が減少し、利用実績が減少傾向にある。利用見込438人に対して、利用実績391人である。

## ⑩妊婦健康診査事業

母子健康手帳交付時に14回93,000円分の妊婦健診助成券を交付しており、兵庫県内の産婦人科での妊婦健診に関してはほぼ自己負担無しで受診でき、経済的理由で妊婦健診を受けられないという状況を防いでいる。県外の医療機関を利用される場合は自費で受診していただき、その後償還払いするといった対応をしているので、全妊婦がこの事業を利用できる体制にある。利用見込2,376人に対して、利用実績1,649人である。少子化により利用実績は減少傾向にある。

事務局	<p><b>【社会福祉課】</b></p> <p>⑨ 病児・病後児保育事業</p> <p>利用見込 996 人に対して、令和元年 12 月末時点で利用実績 7 人、内訳は 11 月に 3 人、12 月に 4 人である。令和元年 10 月 25 日に公立の病児保育室を 1 か所開設したが、利用は低調である。この 7 人は延日数 7 日ということであり、実利用人数は 2 人である。今後周知方法をさらに工夫する。</p> <p>⑩ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）</p> <p>利用見込 550 人に対して、利用実績 261 人である。この見込と実績の差は平成 31 年 4 月に戸原小学校に学童保育所が開設されたために戸原小学校から城下小学校の学童保育所への送迎をほぼ毎日利用されていた 5 人の利用がなくなった影響である。主な利用理由は習い事等への送迎が 7 割以上を占めている。</p>
議長	<p>議題（2）について、質問等があればお願いしたい。</p> <p>質問等なければ、第 2 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（案）を市長に提出する。</p> <p>《市長へ答申書提出》</p>
事務局	<p>（3）幼保一元化推進計画の計画期間の延長について（資料 3）P 6</p> <p><b>【こども未来課】</b></p> <p>宍粟市では平成 21 年度に宍粟市幼保一元化推進計画を策定し、少子化により子どもが減少する中、地域の多様な子育てニーズに対応できる新しい子育て環境として幼保一元化による認定こども園の整備に取り組んでいる。平成 31 年 4 月 1 日に戸原こども園及び一宮北こども園を開園し、令和 2 年 4 月 1 日には一宮南中校区にはりま一宮こども園を開園する予定である。残りの地域でも幼保一元化を推進できるように保護者や地域住民と協議を重ねている。幼保一元化の推進のために策定した本計画は平成 30 年度末に計画期間が終了しており、そのため計画期間の延長を計る。</p> <p>実施期間は、令和 7 年度を目標として計画期間の延長を計る。この期間は第 2 次宍粟市総合計画後期基本計画の計画期間に合わせており、定期的な見直しと推進を計るためである。</p> <p>実施区域及び園区について、従来幼稚園には園区があり保育園には園区がない状況で運営してきた。元年度開園の公立こども園 2 園では公立幼稚園があるために幼稚園部に関しては中学校区を園区として定めて運営しているが、令和 2 年度以降は保育園部と同様に園区を廃止し、保護者の就労に配慮しながら広く希望に沿った形で保護者が入園先を決められる環境を整備していく。そのため、宍粟市幼保一元化推進計画の中の園区の規定を廃止する方向で検討している。</p> <p>対象児及び保育時間について、平成 27 年度に開始した子ども・子育て支援</p>

	<p>制度に合わせて、現計画では幼児教育の対象年齢が4・5歳となっているところを、3～5歳児に改める。また、標準保育時間は8時間が基本となっているが、現在は11時間が基本となっているので、そのように計画を改める。</p> <p>利用料等の規定について、令和元年10月1日から幼児教育保育の無償化を実施しているため、規定を廃止して引き続き子育て世代への支援に努めるよう表現を改めている。</p> <p>幼保一元化の目標について、今までは各中学校区を元にしたこども園の整備を目標としてきたが、今後は少子化の状況を計りながら保護者の就労や送迎等の保育ニーズに合わせ、地域性を考慮し、こども園を整備することを目標とする。</p> <p>用語の整備として、こども園を現計画では(仮)こども園と表現していたが、こども園と改める。このこども園とは、幼保連携型認定こども園の意味である。こども園には幼保連携型・幼稚園型・保育園型・地方裁量型の4類型があるが、宍粟市では幼保連携型認定こども園を基本とする。幼保連携型は、児童福祉施設と学校施設の両方の性質を持つ園であり、宍粟市ではこの型にこだわり、幼児教育については国が新たに制定している「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく幼児教育・保育を実施するということを具体的に計画に記載し、推進をしていく。</p> <p>計画の改定にあたり、令和2年1月21日から令和2年2月19日の間パブリックコメントを実施し広く市民から意見をいただくことになっているが、令和2年2月14日時点で受け付けた意見は無い。</p> <p>議題(3)について、質問等があればお願いしたい。</p> <p>なければ、以上で議題を全て終了する。なお、本日の第4回会議の内容及び会議資料については宍粟市議会委員会に報告し、議事録は宍粟市ホームページに公開する。</p> <p>4. 報告依頼事項</p> <p>(1) 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画&lt;概要版(案)&gt;について (資料4)別紙</p> <p><b>【社会福祉課】</b></p> <p>概要版については現時点では完成しておらず、会議終了後に回収させていただく。第2期計画書本編は100部作成し、各関係機関や学校等に配布予定であるが、保護者の方々に読んでいただくために概要版を作成し、周知する予定である。</p> <p>報告依頼事項(1)について、質問等があればお願いしたい。</p> <p>質問等なければ、報告依頼事項(2)について事務局より説明をお願いする。</p>
議長	
事務局	
議長	

事務局	<p>(2) 病児・病後児保育事業の報告について (資料5) P11</p> <p><b>【社会福祉課】</b></p> <p>変更があったので報告する。開設時には児童の安全面や職員体制の点から登録は事前登録・利用申請は前日までとしていたが、利用者の伸び悩みや、利用しにくい・事前登録や前日利用申請が難しいとの保護者の意見があったため、委託業者と調整し、定員3名に満たしていない場合は当日登録・当日利用申請を可能とした。この体制は令和2年1月21日より開始し、宍粟市ホームページや病児保育室からのおたより『そらまめーる』によって周知している。周知が足りていない部分もあるので、今後は各学校園所の総会または会議があれば、説明に伺わせていただく。また、持参物について、昼食に弁当持参が難しいとの意見があり、保護者の負担軽減の意味も込めてレトルト食品等可能との文言を追加した。「そらまめーる」は春夏秋冬の1年に最低4回発行予定であり、急遽のお知らせがある場合も発行する。</p>
事務局	<p>病児保育室は令和元年10月25日に開設し、冬にインフルエンザが流行して利用者が増える見込みであったが施設利用まで繋がることがなかった。その間、保護者の方々から意見をお伺いしたり、宍粟総合病院の医師や看護師、宍粟市医師会に相談したりしたうえで、令和2年1月21日から当日登録・当日利用申請できるように改めた。この変更点について昼食のことも併せて保護者会や乳児健診等で周知させていただく。利用が伸び悩んでいるため、変更点を踏まえて関係各所に説明に伺わせていただき、利用を求めている方が利用できるようにしていきたい。</p>
事務局	<p>病児保育室からのおたより『そらまめーる』は、宍粟市内の小学校・こども園・幼稚園・保育所・子育て支援センターに令和2年1月に既に配布している。今後も関係各所に配布していく予定である。登録者数は2月13日時点で53人であり、令和2年度の受付も開始しており、現時点10人である。</p>
議長	<p>報告依頼事項(2)について、質問等があればお願いしたい。 質問等なければ、報告依頼事項(3)について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(3) 来年度のスケジュールについて</p> <p><b>【社会福祉課】</b></p> <p>今回策定の第2期計画について、当会議後決裁がおりれば最終確認完了となり、2月25日に委託業者に最終決定として報告し、校了及び印刷が始まる。計画書は3月19日頃に納品となり、委員の皆様へ郵送させていただくことになる。</p> <p>令和2年度は、第1回宍粟市子ども・子育て会議を令和2年7月頃に開催予定としている。その際の会議では、今回策定となる第2期計画の進捗状況に関する意見等をいただき、点検及び評価をしていただく。</p>



議長	報告依頼事項（3）について、質問等があればお願いしたい。 質問等なければ、以上で本日の議題と報告依頼事項を終了する。
委員	5. 閉会 《副会長あいさつ》

\* 発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。